

国立大学法人横浜国立大学設計・監理等業務委託契約要項

平成16年 4月 1日
平成22年4月1日改正
事務局 長 決 裁

(趣旨)

第1条 国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)における施設整備事業に伴う設計及び監理業務の委託 契約に係る事務処理については、国立大学法人横浜国立大学会計規程(横浜国立大学規則第301号。以下「会計規程」という。)及び国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則(横浜国立大学規則第421号。以下「工事契約実施規則」という。)その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(設計・監理に係る委託報酬額)

第2条 本学が発注する請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について(平成21年5月15日付け 21文科施第6071号 文教施設企画部長通知)及び国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬の算出における「官庁施設の設計業務等積算要領」の運用について(平成21年6月1日付け 21施企第6号 文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

(設計に係る要項の準用)

第3条 設計に係る本要項の運用においては、設計業務委託契約要項について(平成10年4月27日付け 文施指第166号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「国庫」を「横浜国立大学」と読替えるものとする。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第4条 本学が発注する設計業務における仕様書書式については、設計業務委託特記仕様書の改定について(平成21年5月13日付け 21施参事第6号 文教施設企画部参事官通知)の規定を準用するものとする。

(設計業務委託現場説明書書式)

第5条 本学が実施する設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について(平成15年4月14日付け 15施企第4号 文教施設部施設企画課監理室長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「経理責任者」と、「契約担当官等」を「横浜国立大学長」と、「官職氏名」を「役職氏名」と読替えるものとする。

(測量調査等に係る要項の準用)

第6条 測量調査等に係る本要項の運用においては、測量調査等請負契約要項について(平成15年7月22日付け 15文科施第164号 文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

る。なお、同規定中「国庫」を「横浜国立大学」と読替えるものとする。

（共同設計方式の取扱い）

第7条 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて（平成11年3月31日付け 文施指第175号 文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中、「契約担当官等」を「横浜国立大学長」と読替えるものとする。

（監理に係る要項等の準用）

第8条 監理に係る本要項の運用においては、工事監理業務委託要項について（平成20年3月31日付け 19文科施第513号 文教施設企画部長通知）及び工事監理業務委託の基本方針について（平成18年9月1日付け 18文科施第278号 文教施設企画部長通知）並びに監督業務委託実施要領（平成17年4月1日付け 文教施設企画部長決裁）の規定を準用するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

この要領は、平成22年4月1日から実施する。